

商業登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見書

2016年（平成28年）2月18日

先物取引被害全国研究会  
代表幹事 弁護士 平澤慎一

事務局長 弁護士 島 幸明  
(連絡先) 〒107-0052 東京都港区赤坂 3-9-18  
赤坂見附 KITAYAMA ビル 3階  
アクト法律事務所  
tel 03-5570-5671 fax 03-5570-5674

第1 意見の趣旨

- 1 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条の改正については賛成する。
- 2 附属書類の閲覧の申請人に対し、その住所及び閲覧する部分の記載を求めるとともに、利害関係を証する書面の添付を求めることとする同規則第21条の改正については、強く反対するものではないが、閲覧を認める運用が過度に厳格にならないように注意すべきである。

第2 意見の理由

- 1 商業登記規則第61条の改正については、商業登記の真実性担保に資するものであり、適切である。
- 2 同規則第21条の改正については、附属書類の閲覧請求等に対して適切に対応するという目的は正当である。

しかるに、悪質商法にかかる被害事案においては、訴訟準備（請求対象者の特定等）のために商業登記の付属書類を閲覧しなければならない場合が多々あるところ、「利害関係を証する書面」として過度に厳格なものを求められると、閲覧までに多くの時間を要することにもなるし、加害者側に対し、訴訟提起前に被害者の手の内を晒すことにもなりかねない。

また、付属書類としてどのような書類が添付されているかは閲覧する側には必ずしも分からないのであって、閲覧する部分の記載として詳細なものが求められると、従来閲覧が認められてきた運用が過度に制限されかねない。

そもそも、従前の規則の元での付属書類の閲覧の運用で、特に大きな弊害が生じたということはなかったと思われ、今般の規則改正をするとしても、従来の運用を前提とすべきである。

以上